

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第23号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第4条 (略) 2 (略) 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努めなければならない</u> 。	(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第4条 (略) 2 (略) 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を <u>講じなければならない</u> 。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針) 第2条 (略) 2 (略) 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努めなければならない</u> 。	(基本方針) 第2条 (略) 2 (略) 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を <u>講じなければならない</u> 。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p>	<p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（基本方針）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（基本方針）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努</u></p>	<p>（基本方針）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。</p>

めなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針) 第2条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならない。	(基本方針) 第2条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を <u>講じなければ</u> ならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <u>責任者を設置する等</u> 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を <u>講ずるよう努めなければ</u> ならない。	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を <u>講じなければ</u> ならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第8条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略)	(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略)

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講ずるよう努めなければならない。

4 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第3項、第2条の規定による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第2条第3項、第4条の規定による改正後の地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第5条の規定による改正後の福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例第2条第4項、第6条の規定による改正後の障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例第2条第3項、第7条の規定による改正後の指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第4項及び第8条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第3条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。